

○桑都市図書館運営規則（昭和 59 年桑都市教育委員会規則第 19 号）

（目的）

第 1 条 この規則は、桑都市図書館条例（昭和 59 年桑都市条例第 38 号）第 5 条の規定に基づき、桑都市図書館（以下「図書館」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第 2 条 図書館は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条の規定に基づき次の事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の個人貸出し、団体貸出し及び館内提供
- (3) 読書案内
- (4) レファレンス
- (5) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会その他資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 館報その他の読書資料の発行及び頒布
- (7) 他の図書館、学校、公民館及び研究所等との連絡並びに協力
- (8) 図書館資料の図書館相互貸借
- (9) 市内の学校図書館への資料提供
- (10) 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
- (11) 地方行政資料の収集及び貸出し
- (12) 視聴覚資料の収集及び貸出し
- (13) その他図書館の目的達成のため必要な事業

（開館時間）

第 3 条 図書館の開館時間は、火曜日から金曜日までは午前 10 時から午後 7 時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。）は午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

（休館日）

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（休日を除く。）
- (2) 毎月第 4 金曜日（休日を除く。）
- (3) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、教育長の承認を受けて臨時に休館日を定めることができる。

（入館者の心得）

第 5 条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
- (2) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙、飲食等をしないこと。

(利用制限)

第6条 この規則又は館長の指示に従わない者に対し、館長は、図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(個人貸出しの手続き)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カード交付申請書を館長に提出し、利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(団体貸出しの対象及び手続き)

第8条 図書館資料の貸出しを受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の事業所
- (2) 官公署
- (3) 市内の生涯学習団体
- (4) その他館長が適当と認めた団体

2 図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、利用カード交付申請書を館長に提出し、利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(利用カードの紛失等の届出)

第9条 利用カードを紛失したとき、又は利用カード交付申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を届出なければならない。

(貸出しの冊数及び期間)

第10条 個人の図書館資料の貸出冊数は、同時に15冊以内とし、貸出期間は、15日以内とする。

2 団体の図書館資料の貸出冊数は、団体の構成員数に応じ、1回300冊を限度とし館長が別に定め、貸出期間は、2月以内とする。

3 前2項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

(準用)

第11条 この規則に定めるもののほか、図書館における事務処理、職員の服務その他必要な事項は、教育委員会及び市の規則等を準用する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。